

引っ越しをするかたへ

引っ越しをする時は、住所変更や不用品の処分など、さまざまな手続きが必要です。3～5月は、住民票の異動などで窓口が混雑します。引っ越し関連の手続きには、オンラインでできるものが多数あります。区のデジタルサービスを集約したサイト「デジタル区役所(7面参照)」をぜひご利用ください。



住所変更が必要です

住民票は、個人の居住関係を証明し、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、義務教育の就学などの基礎となります。住所を変更する場合は、必ず届け出ましょう。詳細は区(コード①)をご覧ください。だくか、お問い合わせください。

区戸籍住民課住民記録係(☎5722-9884、☎5721-7814)



①

住所を変更する際に必要な届け出

手続き	期間	必要なもの
転出届 (区外に引っ越し)	引っ越し 予定日の 14日前か ら引っ越 し後14日 以内	●印鑑登録証 ●国民健康保険の資格確 認書または被保険者証 ●後期高齢者医療の資格 確認書または被保険者 証 ●介護保険被保険者証 ●マイナンバー カード ●住民基本台帳 カード ●在留カードま たは特別永住 者証明書
転入届 (区外から引っ越 してきた)		●転出証明書 (前住所地で発行) ※国外から転入する場合 はお問い合わせくださ い ※上記がないか たは本人確認 書類(運転免 許証、パスポ ートなど)の 提示が必要。 顔写真がない もの(健康保 険証、年金手 帳など)は2点 を提示
転居届 (区内で引っ越し た)	引っ越し した日から 14日以内	●国民健康保険の資格確 認書または被保険者証 ●後期高齢者医療の資格 確認書または被保険者 証 ●介護保険被保険者証

転出届は、オンライン・郵送での 手続きが可能です

オンラインで手続きする場合(マイナポータル)は、マイナンバーカードが必要です。待ち時間のないオンライン・郵送での手続きをご検討ください。詳細は区(コード②)をご覧ください。



②

転入・転居の際は、 マイナンバーカードの手続きが必要です

区に転入したかた
(コード③)



③

区内で転居したかた
(コード④)



④

90日以内に継続利
用の手続きが必要です。

カードの記載内容
の変更が必要です。

ごみの出し方

粗大ごみや多量のごみを処分する場合は、事前の申し込みが必要です。早めにお申し込みください。

ごみの種類	申込先など
粗大ごみ(一边がおおむね30cm以上のもの) 	●目黒区粗大ごみ受付センター ☎5715-0053 (月～土曜日8:00～19:00) インターネット受け付け(コード⑥)
多量のごみ (1回に45L袋で5袋以上は有料です。清掃事務所に相談ください) 	●目黒区清掃事務所 ☎3719-5345 (月～土曜日8:00～16:25)
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 	●購入店舗 ●家電リサイクル受付センター(コード⑦) ☎0570-087200 (月～金曜日9:00～17:00)

※処分費用は、各申込先にお問い合わせください



ごみの不法投棄は厳しく処罰されます。
排出ルールを守り、正しく処分してください。

区清掃事務所(☎3719-5345、☎3719-5064)

ごみの種類	申込先など
新聞・雑誌類・段ボールなどの古紙 	●町会・自治会などの集団回収 (コード⑧。7面参照)
家庭用パソコン 	●パソコンメーカー メーカーが不明な場合や自作パソコンは、パソコン3R推進協会(☎5282-7685)にお問い合わせください。 ●宅配便による自宅回収(コード⑨) 小型家電リサイクル法の協定事業者・リネットジャパン株式会社と協定を締結し、不要なパソコン・小型家電の宅配便による回収を実施しています。
有害性・危険性のあるもの、特殊なもの 	●購入店ほか(コード⑩) プロパンガス等のボンベ、石油類(ガソリン・灯油・塗料など)、薬品類、消火器、ピアノ、耐火金庫、自動車等のバッテリー・タイヤ、土・砂ほか

デジタル区役所を ご利用ください

区DX戦略課
(☎5722-9245、☎5721-7810)

デジタル区役所は、区が提供するデジタルサービスをより便利に利用していただけるようにまとめたサイトです。区(コード①)や区LINE公式アカウントからアクセスできます。

転出届の提出や転入(転居)時の来庁予定連絡などのオンライン手続き、粗大ごみ処理の申し込みなどができます。ぜひご利用ください。



①



賃貸住宅の入退去でトラブルに遭わないために

就職や転勤、進学などによる引っ越しが多くなる時期です。消費生活センターには賃貸住宅に関するトラブルの相談が数多く寄せられています。トラブルにならないためのポイントを知っておきましょう。

トラブルを避けるためのポイント

契約前のポイント

契約書類の内容をしっかりと確認しましょう

契約した後に、借り主に不利な条件がなかったとしても、条件の変更は難しいことが多いため、注意が必要です。

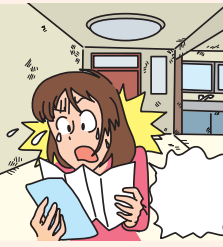
- ・賃貸の期間や賃料
- ・どのような行為が禁止されているか
- ・特約により借り主が一方的に不利になることはないか
- ・退去時の原状回復に要する費用負担はどうなっているか



退去時のポイント

立ち会いによる物件確認と精算内容の説明を求めましょう

住宅を通常の住まい方をした上で発生する傷や汚れ、経年劣化による損傷は、借り主に原状回復の義務はありません。しかし、入居時の物件の様子が分かるものがないと、原状回復の費用負担でトラブルになることがあります。



住宅を退去する時は、必ず立ち会いを行い、貸主から提示された精算内容はきちんと説明してもらうようにしましょう。

困った時は **消費生活センター** に相談してください

相談専用電話 ☎3711-1140

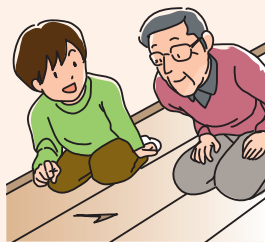
受付時間 月～金曜日9:30～16:00(祝・休日を除く)

入居前のポイント

物件の現状をしっかりと把握しておきましょう

入居する前に、床や壁に傷や汚れがないかなど、貸主と一緒に部屋の状況を確認しましょう。

確認した内容を記録しておく、傷などがあれば写真を撮って保存しておくことは、退去時のトラブル防止につながります。



入居中、設備に不具合が生じた時はどうすればいい？

住宅に備え付けの設備(ドア・鍵、給排水設備など)の不具合や雨漏りが生じた際は、慌てて修理を手配せず、まず貸主や管理会社に対応を確認しましょう。

借り主が貸主などに報告せずに修理を行った場合、費用を請求できない場合があります。



都(コード⑫)では、賃貸住宅トラブルをまとめた冊子「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」をご覧ください。



⑫

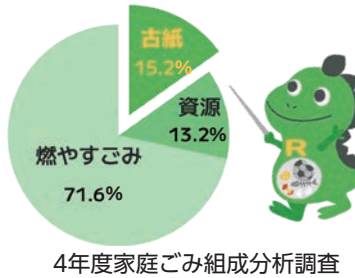
ご存じですか？

雑がみはリサイクルできます！

区清掃リサイクル課計画普及係(☎5722-9883、☎5722-9573)

雑がみが燃やすごみに 捨てられています

区の燃やすごみの15.2%が古紙で、このうちの多くが雑がみです。雑がみを古紙回収に出すことで、ごみをさらに減らすことができます。



雑がみってどんなもの？

食品やティッシュペーパーなどの紙箱、チラシ・パンフレット、封筒、紙袋、包装紙、コピー用紙、カレンダーほか。※紙以外の素材(金具、フィルム、シール、粘着テープなど)は取り除く



段ボールや新聞紙以外にもリサイクルできる雑がみをご存じですか。雑がみは、古紙回収に出すことができ、再生紙に生まれ変わります。古紙回収の詳細は区(コード⑬)をご覧ください。



⑬

古紙回収に出せないものがあります

- ・防水加工の紙
- ・感熱紙(レシートなど)
- ・圧着ハガキ
- ・写真
- ・アルミコーティングの紙(裏が銀色の紙パック、金銀の折り紙など)
- ・シュレッダー紙
- ・紙くず
- ・ティッシュペーパー
- ・カーボン紙
- ・汚れや臭いのある紙
- ・紙製卵パック
- ・本のハードカバーの部分
- ・紙製緩衝材 ほか

出し方簡単！

雑がみは雑誌に挟んで出すか、紙袋に入れて出しましょう。

別のヒント

不要な紙袋をごみ箱の横に置くだけで、ごみとの分別も簡単です。

